

第6号様式（別表関係）

被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書

被災家屋等の解体及び撤去に係る所要経費の償還を申請するに当たり、次の事項について同意します。

- (1) 本申請書及び添付書類に事実と異なる記載があり、それにより長岡市に損害が発生した場合には、申請者が責任をもって返還又は賠償を行うこと。
- (2) 被災家屋等の解体及び撤去に関して市長が申請者に支払う所要経費は、市長が算定した基準額に照らし、被災家屋等の解体及び撤去のために必要と認められる費用に限られるため、解体業者に支払った費用の全額が償還されるものではないこと。
- (3) 被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、自己の責任において解決すること。
- (4) 長岡市が解体及び撤去に係る所要経費の償還を行うため、被災家屋等に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課及び罹災状況に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。

(注意)

申請の内容、解体及び撤去の状況等により、償還の対象とすることができない場合があります。

氏名（自署）

---